

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年10月5日提出
【計算期間】	第8期(自 2017年7月9日至 2018年7月8日)
【ファンド名】	J A S D A Q - T O P 2 0 上場投信
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5208-5211
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

JASDAQ-TOP20上場投信（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、JASDAQ-TOP20を対象指標とし、基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致させることを目指して、JASDAQ-TOP20に採用されている株式に投資を行います。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株 式	MMF	インデックス型
		債 券		
追加型投信	海外	不動産投信	MR F	特殊型
	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年 1 回	グロ ー バ ル	日 経 225
一 般	年 2 回	日 本	
大型株		北 米	
中小型株			
債券	年 4 回	北 米	T O P I X
一 般	年 6 回	欧 州	
公債	(隔月)	ア ジ ア	
社債	年 12 回	オセアニア	
その他債券		(毎月)	中 南 米
クレジット属性 ()	日 々	ア フ リ カ	その他 (JASDAQ-TOP20)
不動産投信	その 他 ()	中 近 東 (中 東)	
その他資産 ()		エ マ ー ジ ン グ	
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7．特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

■主要投資対象

対象指標に採用されている株式を主要投資対象とします。

※ JASDAQ－TOP20について

「JASDAQ－TOP20」は、JASDAQを代表する20銘柄に構成銘柄を絞り込むことにより、リバランスを伴うETFや投資信託のベンチマークとしての利便性を高めた株価指数です。

「JASDAQ－TOP20」は、指数構成銘柄の1売買単位株価合計を調整除数で除した株価指数です。単位表示は円とし、表示単位は小数点第2位(第3位四捨五入)となっています。算出開始日は2010年10月12日です。

【指数算出式】

$$\text{JASDAQ－TOP20} = \frac{\text{20銘柄の指数採用株価合計}}{\text{除数}}$$

$$\text{指数採用株価} = \frac{\text{株価} \times \text{株価換算乗数}^{(*)}}{\text{みなし単位株(100)}}$$

※ 株価換算乗数：コーポレート・アクション等を勘案し、株式会社東京証券取引所及びそのグループ会社が発表します。

- ① JASDAQ－TOP20の指数値及びJASDAQ－TOP20の商標は、株式会社東京証券取引所及びそのグループ会社（以下「株東京証券取引所等」といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などJASDAQ－TOP20に関するすべての権利・ノウハウ及びJASDAQ－TOP20の商標に関するすべての権利は株東京証券取引所等有します。
- ② 株東京証券取引所等は、JASDAQ－TOP20の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、JASDAQ－TOP20の指数値の算出若しくは公表の停止又はJASDAQ－TOP20の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- ③ 株東京証券取引所等は、JASDAQ－TOP20の指数値及びJASDAQ－TOP20の商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のJASDAQ－TOP20の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ 株東京証券取引所等は、JASDAQ－TOP20の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、株東京証券取引所等は、JASDAQ－TOP20の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 当ファンドは、株東京証券取引所等により提供、保証又は販売されるものではありません。
- ⑥ 株東京証券取引所等は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ 株東京証券取引所等は、当社又は当ファンドの購入者のニーズを、JASDAQ－TOP20の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、株東京証券取引所等は当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

取引所における売買

上 場 日： 2010年12月3日

上 場 市 場： 東京証券取引所

売 買 単 位： 10口単位

手 数 料： 申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

当ファンドは、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、JASDAQ-TOP20に採用されている株式に投資を行います。

・次に掲げる場合には、上記方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。

- ①JASDAQ-TOP20の計算方法が変更された場合
- ②JASDAQ-TOP20に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、JASDAQ-TOP20における個別銘柄の株数の構成比率の修正が行われた場合
- ③追加信託ならびに受益権と株式との交換を行う場合
- ④その他連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合

※JASDAQ-TOP20への連動性を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行う場合があります。

※ファンドが信託を終了することとなった場合は、上記の方針のような運用ができない場合があります。

■投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には、制限を設けません。 投資することを指図する株式は、原則としてJASDAQ-TOP20に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。
有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図	わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
株式の貸付	株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品賃料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年7月8日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10 口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

信託金限度額

- ・50億円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2010年12月 2日

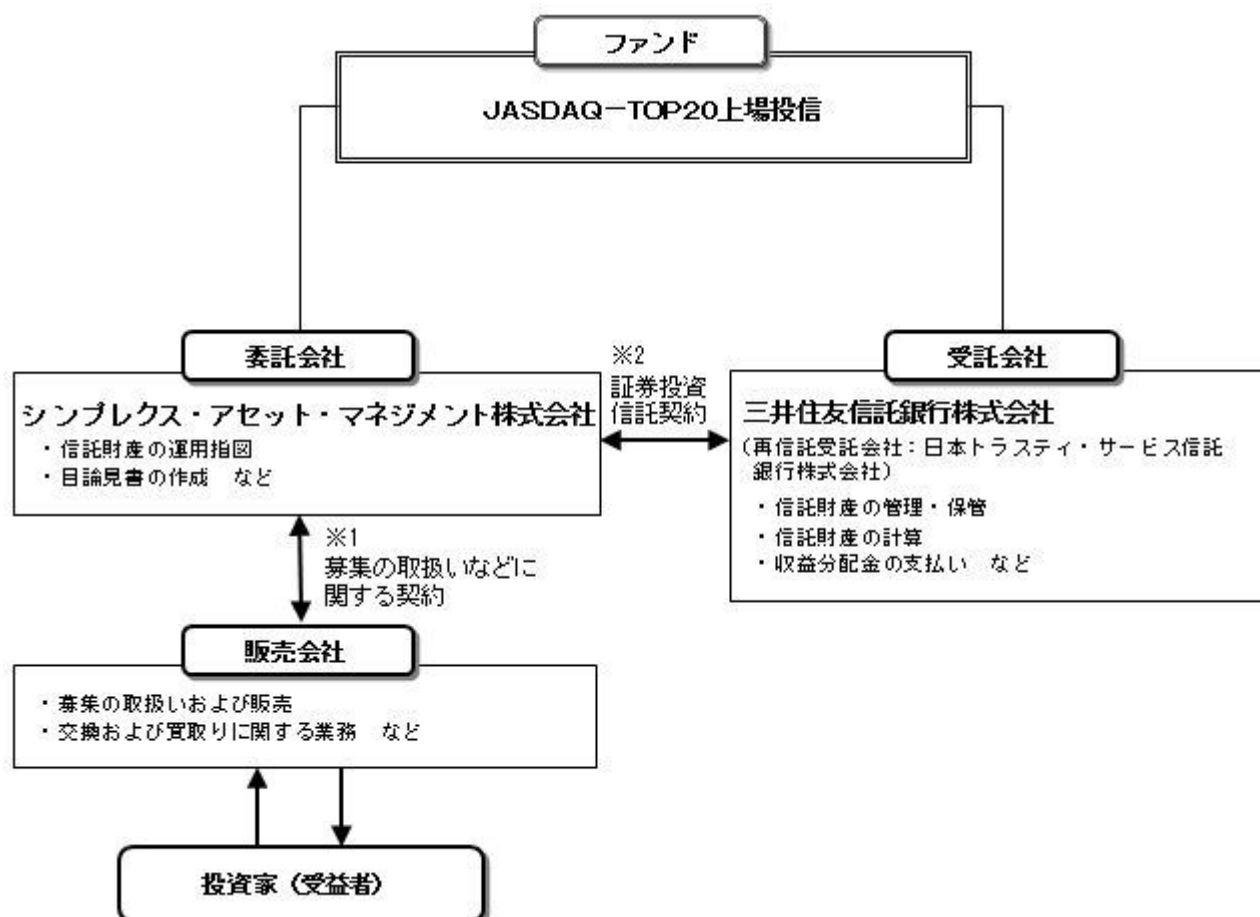
・ファンドの信託契約締結、運用開始

2010年12月 3日

・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2018年7月末現在）

1）資本金

370百万円

2）沿革

1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

1999年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

2001年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

2007年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

この信託は、JASDAQ - TOP20を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、JASDAQ - TOP20に採用されている株式に投資を行います。

次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。

- a. JASDAQ - TOP20の計算方法が変更された場合
- b. JASDAQ - TOP20に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、JASDAQ - TOP20における個別銘柄の株数の構成比率の修正が行われた場合
- c. 追加信託ならびに受益権と株式との交換を行う場合
- d. その他連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合

JASDAQ - TOP20への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行う場合があります。

この信託を終了することとなった場合は、上記 から のような運用ができない場合があります。

市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限りま。
- ハ．金銭債権
- ニ．約束手形
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託財産を、株式に投資することを指図します。

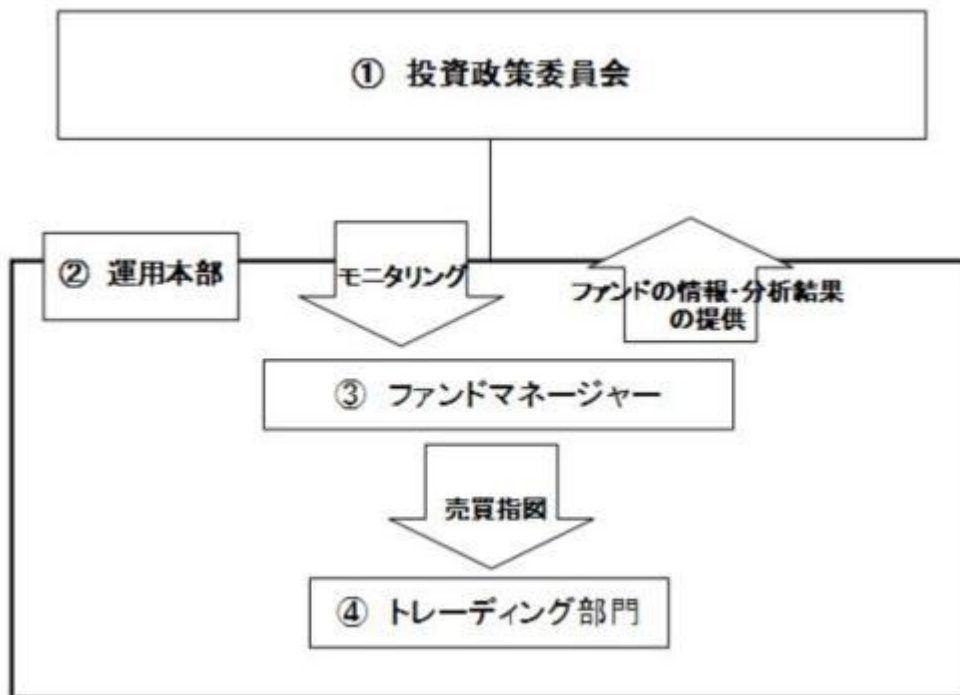
金融商品の指図範囲

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、交換、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託財産を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制



投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
- 運用本部は、17名、そのうち、トレーディング部門は、3名で構成されています。
- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

< 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等 >

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

上記は2018年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じて、分配は行いません。
- 2) 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数

の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができません。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

- 3) 毎計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、ロ)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

イ) 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金

ロ) 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式は、原則としてＪＡＳＤＡＱ－ＴＯＰ２０に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 3) 外貨建資産への投資は行いません。
- 4) わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 6) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、株式を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

当ファンドにおいては、国内株式市場のなかで比較的時価総額の小さな銘柄の株式に投資します。これらの銘柄は、国内株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな変動となる可能性があります。国内株式市場全体の平均よりも大幅に下落し、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなる場合があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要が無く売却不可能、あるいは売り供給が無く購入不可能等となるリスクのことをいいます。市場規模が小さい或いは取引量が少ない状況では、有価証券の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できない、評価価格どおりに売却できない、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまう可能性があり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。

有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

対象指標と基準価額のかい離リスク

当ファンドは、JASDAQ-TOPIXを対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。

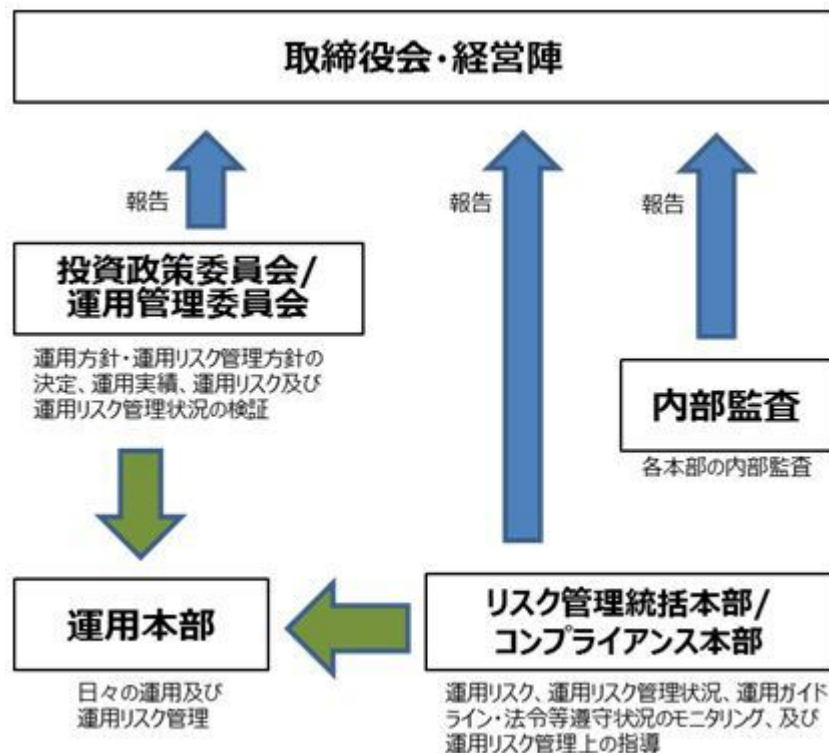
- ・ JASDAQ-TOPIX 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の流動性の低さなどから、対象指標と同じタイミングでポートフォリオの調整をすることができず、また調整に相当の期間を要してしまい、結果としてポートフォリオと対象指標の構成銘柄および構成比率が異なり、対象指標の変動率と一致しなくなる可能性があること。
- ・ JASDAQ-TOPIX 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。
- ・ 信託報酬・売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・ 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・ 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと JASDAQ-TOPIX 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び交換の受付を中止することがあります。
- ・ 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わない場合があります。
- ・ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。
- ・ 当ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象株価指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離を生じます。また、当ファンドの信託金限度額は、他の上場投資信託に比較して少額であるため、当ファンドの取引価格と対象株価指数や基準価額との乖離は、相対的に大きなものになる可能性があります。
- ・ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（２）リスク管理体制



上記は2018年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 流動性リスクの管理体制 >

当社では、「市場動向、市場や行政等による規制、資金流失などにより、有価証券等の売却等において、市場実勢よりも著しく不利な価格による取引を余儀なくされること、または取引が成立しないこと」を流動性リスクと考えております。組入資産の流動性リスクの状況は、リスク管理部門が随時モニタリングし、流動性リスクが極めて高くなった場合には、運用本部及びコンプライアンス部門も含めて対応することとしております。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



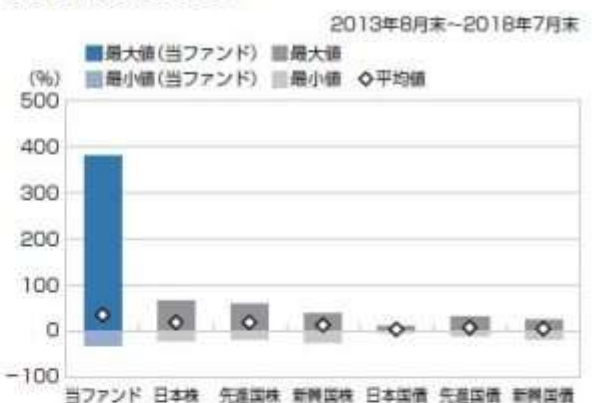
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年8月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	380.1	65.0	57.1	37.2	8.3	29.1	21.4
最小値	△31.7	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	34.0	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の責任について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより提供され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の相対価格で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記により計算した額に、下記により計算した額を加算して得た額とします。

信託財産の純資産総額に年10,000分の54.0（消費税込）以内の率を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.50%	0.45%	0.05%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

株式の貸付を行った場合は、その品貸料の54.0%（消費税込）以内の額

	配分
委託会社	40.0%
受託会社	10.0%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息（下記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

上記に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記１．から７．までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用

4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
 - ファンドの上場に係る費用
 - ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%（税抜0.0075%）。
 - ・上場の年賦課金：毎年末の純資産総額に対して、0.0081%（税抜0.0075%）およびTDnet 利用料。

委託会社は、上記 および に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。

上記 に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとしします。

上記 の場合において、上記 および に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記 に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしします。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したもの）に限り、損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選

択したものに限りです。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3）受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

法人受益者の場合

1）受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2）収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。
- ・収益分配金は、原則として益金不算入の対象となります。

3）受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

上記は2018年7月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2018年 7月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,132,056,600	99.33
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	7,600,548	0.67
合計(純資産総額)		1,139,657,148	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	セリア	小売業	35,400	5,000.00	177,000,000	5,140.00	181,956,000	15.97
日本	株式	平田機工	機械	17,700	6,840.00	121,068,000	7,430.00	131,511,000	11.54
日本	株式	インフォコム	情報・通信業	35,400	2,929.00	103,686,600	3,060.00	108,324,000	9.50
日本	株式	日本マクドナルドホールディングス	小売業	17,700	5,420.00	95,934,000	5,340.00	94,518,000	8.29

日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	17,700	5,250.00	92,925,000	5,290.00	93,633,000	8.22
日本	株式	ブロッコリー	その他製品	177,000	324.00	57,348,000	520.00	92,040,000	8.08
日本	株式	ハーモニック・ドライブ・システムズ	機械	17,700	4,955.00	87,703,500	4,380.00	77,526,000	6.80
日本	株式	ユニバーサルエンターテインメント	機械	17,700	4,365.00	77,260,500	3,650.00	64,605,000	5.67
日本	株式	アイサンテクノロジー	情報・通信業	17,700	2,268.00	40,143,600	2,352.00	41,630,400	3.65
日本	株式	メイコー	電気機器	17,700	2,160.00	38,232,000	2,321.00	41,081,700	3.60
日本	株式	クルーズ	情報・通信業	17,700	2,063.00	36,515,100	2,059.00	36,444,300	3.20
日本	株式	フェローテックホールディングス	電気機器	17,700	1,691.00	29,930,700	1,667.00	29,505,900	2.59
日本	株式	ボラテクノ	化学	35,400	795.00	28,143,000	793.00	28,072,200	2.46
日本	株式	田中化学研究所	化学	17,700	1,072.00	18,974,400	1,470.00	26,019,000	2.28
日本	株式	ザインエレクトロニクス	電気機器	17,700	1,122.00	19,859,400	1,162.00	20,567,400	1.80
日本	株式	夢真ホールディングス	サービス業	17,700	1,087.00	19,239,900	1,149.00	20,337,300	1.78
日本	株式	ユビキタスＡＩコーポレーション	情報・通信業	17,700	943.00	16,691,100	1,017.00	18,000,900	1.58
日本	株式	ウエストホールディングス	建設業	17,700	727.00	12,867,900	881.00	15,593,700	1.37
日本	株式	ベクター	小売業	17,700	422.00	7,469,400	424.00	7,504,800	0.66
日本	株式	セブターニ・ホールディングス	サービス業	17,700	211.00	3,734,700	180.00	3,186,000	0.28

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	1.37
		化学	4.75
		機械	24.01
		電気機器	8.00
		その他製品	8.08
		情報・通信業	17.94
		小売業	24.92
		サービス業	10.28
合計			99.33

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末（2011年 7月 8日）	1,031	1,035	1,473	1,479	1,475
第2計算期間末（2012年 7月 8日）	788	797	1,126	1,139	1,121
第3計算期間末（2013年 7月 8日）	5,288	5,288	7,331	7,331	7,300
第4計算期間末（2014年 7月 8日）	3,196	3,196	5,772	5,772	5,770
第5計算期間末（2015年 7月 8日）	2,284	2,291	4,452	4,466	4,385
第6計算期間末（2016年 7月 8日）	1,114	1,129	3,567	3,616	3,530
第7計算期間末（2017年 7月 8日）	1,202	1,207	4,479	4,499	4,490
第8計算期間末（2018年 7月 8日）	1,092	1,098	4,451	4,477	4,450
2017年 7月末日	1,310	—	4,881	—	4,780
8月末日	1,287	—	4,988	—	4,880
9月末日	1,315	—	5,280	—	5,240
10月末日	1,231	—	5,548	—	5,600
11月末日	1,249	—	5,629	—	5,640
12月末日	1,243	—	5,498	—	5,450
2018年 1月末日	1,320	—	5,767	—	5,780
2月末日	1,214	—	5,209	—	5,260
3月末日	1,205	—	5,082	—	5,090
4月末日	1,293	—	5,019	—	4,980
5月末日	1,215	—	4,844	—	4,845
6月末日	1,264	—	4,756	—	4,745
7月末日	1,139	—	4,643	—	4,640

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2010年12月 2日～2011年 7月 8日	5.8000
第2期	2011年 7月 9日～2012年 7月 8日	13.3000
第3期	2012年 7月 9日～2013年 7月 8日	0.0000
第4期	2013年 7月 9日～2014年 7月 8日	0.0000
第5期	2014年 7月 9日～2015年 7月 8日	14.0000
第6期	2015年 7月 9日～2016年 7月 8日	49.0000
第7期	2016年 7月 9日～2017年 7月 8日	20.0000
第8期	2017年 7月 9日～2018年 7月 8日	26.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2010年12月 2日～2011年 7月 8日	8.14
第2期	2011年 7月 9日～2012年 7月 8日	22.67
第3期	2012年 7月 9日～2013年 7月 8日	551.07
第4期	2013年 7月 9日～2014年 7月 8日	21.27
第5期	2014年 7月 9日～2015年 7月 8日	22.63
第6期	2015年 7月 9日～2016年 7月 8日	18.78
第7期	2016年 7月 9日～2017年 7月 8日	26.13
第8期	2017年 7月 9日～2018年 7月 8日	0.04

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2010年12月 2日～2011年 7月 8日	700,000	0
第2期	2011年 7月 9日～2012年 7月 8日	0	0
第3期	2012年 7月 9日～2013年 7月 8日	399,720	378,247
第4期	2013年 7月 9日～2014年 7月 8日	98,109	265,773
第5期	2014年 7月 9日～2015年 7月 8日	0	40,543
第6期	2015年 7月 9日～2016年 7月 8日	0	200,916
第7期	2016年 7月 9日～2017年 7月 8日	0	43,867
第8期	2017年 7月 9日～2018年 7月 8日	50,786	73,812

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

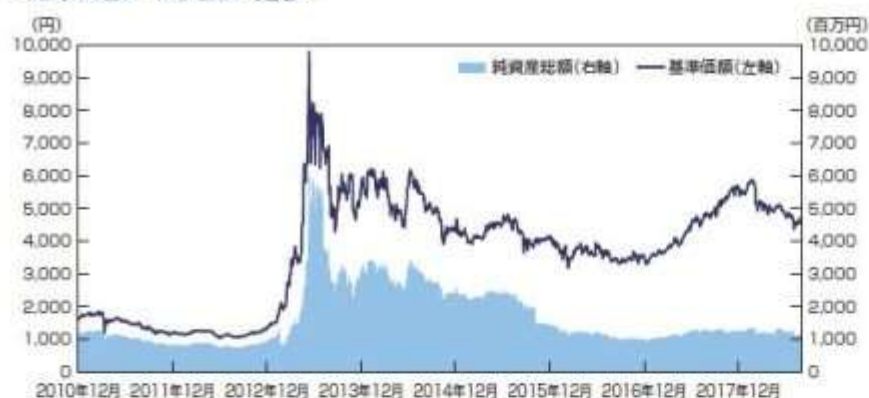
(注)解約口数は交換口数を表示しております。

参考情報

運用実績

(2018年7月31日現在)

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	4,643円
純資産総額	11.40億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2014年7月	0円
2015年7月	14.00円
2016年7月	49.00円
2017年7月	20.00円
2018年7月	26.00円
設定以来累計	128.10円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

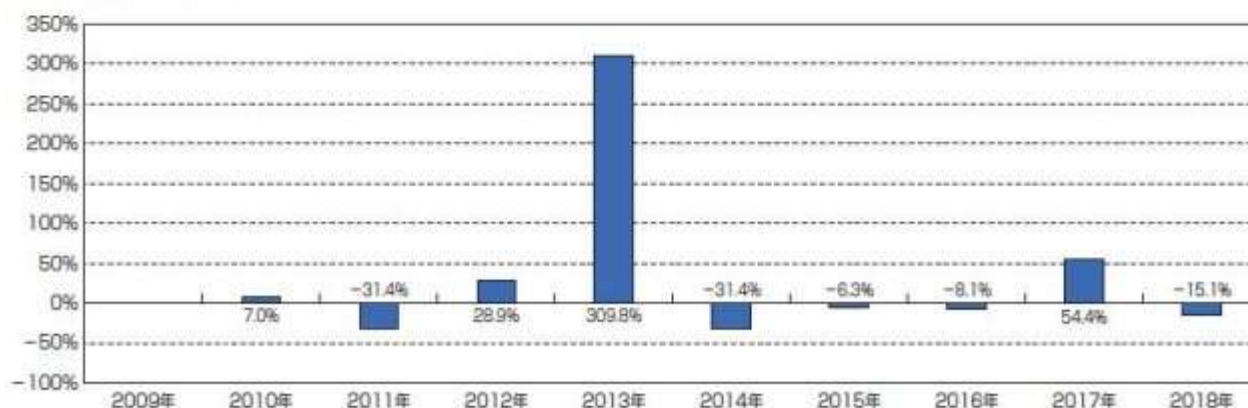
■組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率
1	セリア	小売業	16.0%
2	平田機工	機械	11.5%
3	インフォコム	情報・通信業	9.5%
4	日本マクドナルドホールディングス	小売業	8.3%
5	エン・ジャパン	サービス業	8.2%
6	ブロッコリー	その他製品	8.1%
7	ハーモニック・ドライブ・システムズ	機械	6.8%
8	ユニバーサルエンターテインメント	機械	5.7%
9	アイサンテクノロジー	情報・通信業	3.7%
10	メイコー	電気機器	3.6%

■組入上位5業種

	業種	比率
1	小売業	24.9%
2	機械	24.0%
3	情報・通信業	17.9%
4	サービス業	10.3%
5	その他製品	8.1%

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

・対象指標の算出開始日が2010年10月12日であるため、対象指標の騰落率は記載しておりません。

・2010年は設定日(12月2日)から年末までの騰落率、2018年は年初来7月末までの騰落率を表示しています。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行うものとしま

す。当該株式は、JASDAQ - TOP20における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の株式とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

- ・なお、拠出された株式の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。また取得申込者が、JASDAQ - TOP20に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（２）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。ただし、取得申込者がJASDAQ - TOP20に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2時までとします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行いません。

- １）JASDAQ - TOP20構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の４営業日間
- ２）JASDAQ - TOP20構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数および口数の変更日の３営業日前以降の６営業日間
- ３）ファンドの計算期間終了日（決算日）の前営業日
- ４）ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
- ５）１）～４）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記１）～４）に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

（５）申込単位

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（６）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

（１）受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

（２）受益権と信託財産に属する株式との交換

受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社がJASDAQ - TOP20に連動すると想定する、JASDAQ - TOP20における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。

交換請求日の午後3時までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。ただし、受益者がJASDAQ - TOP20に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2時までとします。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行いません。

- 1) JASDAQ - TOP20構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間
- 2) JASDAQ - TOP20構成銘柄の変更および増減資などに伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の前営業日
- 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 5) 1)～4)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記1)～4)に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。

交換請求を行った受益者が交換に係る株式の発行会社等である場合には、委託会社は、交換請求を受け付けた口数から当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社等の株式を除きます。）を交換するものとします。

委託会社は、原則として販売会社に交換請求日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。当該販売会社は、委託会社から交付を受けた株式を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合は、交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。

交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。

（3）受益権の買取り

受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。

原則として、午後3時までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。

受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

委託会社が指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

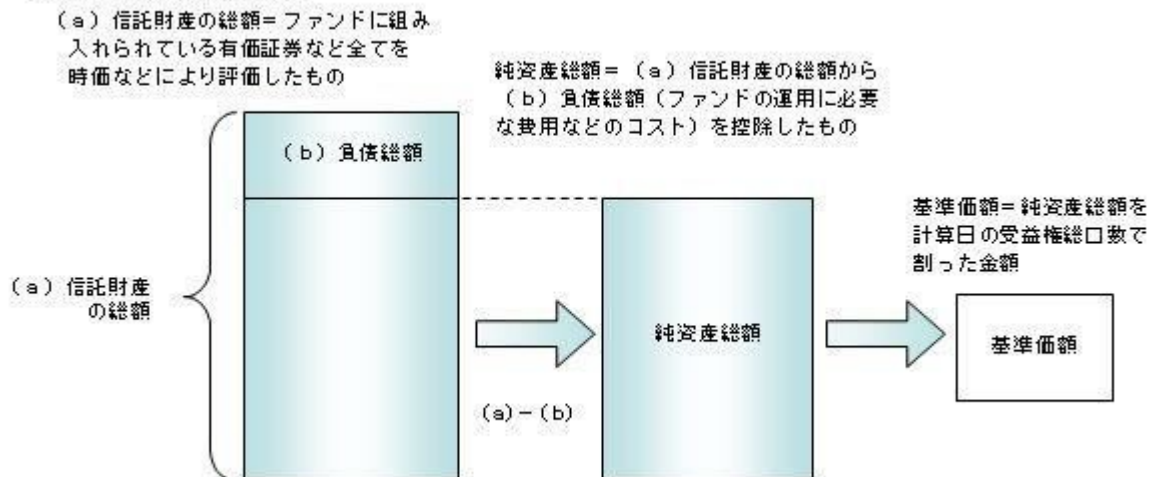
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2010年12月2日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として毎年7月9日から翌年7月8日までとします。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること

ができます。

イ) 受益権の総口数が5万口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

ロ) JASDAQ - TOP20が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合

ハ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ニ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

なお、上記イ) について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

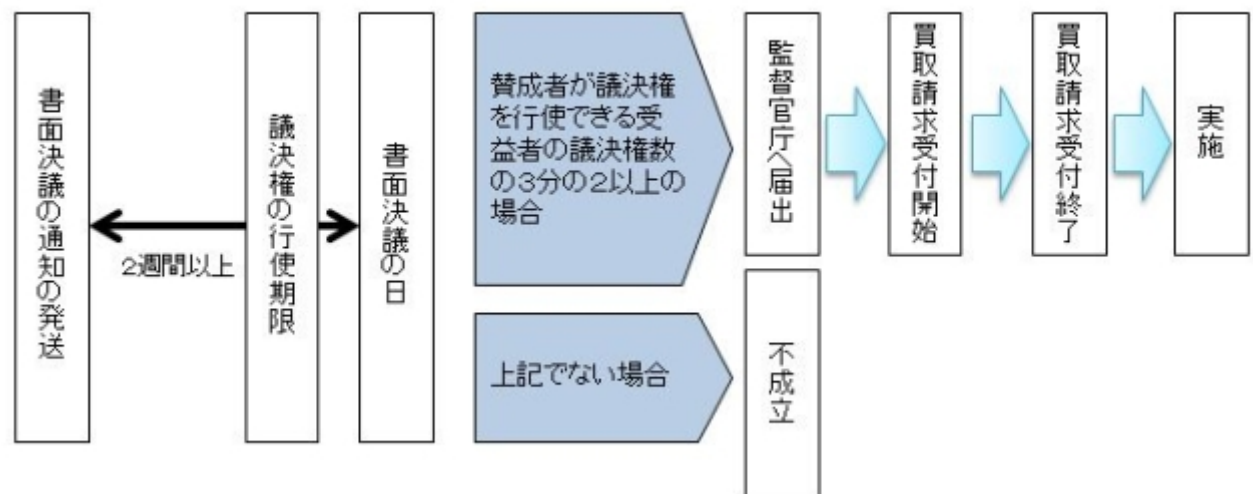
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できません。

< 書面決議の主な流れ >



公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス [http:// www.simplexasset.com /](http://www.simplexasset.com/)

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

信託終了時の交換等

- 1) ファンドが信託を終了することとなる場合は、交換に必要な受益権口数を有する受益者に対しては、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。
- 2) 交換は、委託会社の指定する販売会社で取り扱うものとします。
- 3) 受益者が取得する個別銘柄の株数は、償還価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- 4) 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 5) 受益者がJASDAQ - TOP20構成銘柄である株式の発行会社等である場合は、当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する受益権について金銭をもって返還するものとします。
- 6) 交換に必要な受益権口数を有しない受益者は、償還価額をもって委託会社が指定する販売会社買取請求を行うものとします。この場合、受益者は販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 7) 受益者が、株式の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行いません。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。

- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）受益権と信託財産に属する株式との交換権

- ・受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。
- ・ただし、受益者が信託の終了による株式の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。

（３）受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成29年 7月 9日から平成30年 7月 8日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JASDAQ - TOP 20 上場投信】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (平成29年 7月 8日現在)	第8期 (平成30年 7月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	837,299,576	893,810,307
株式	1,195,983,900	1,084,726,800
未収入金	-	89,560,500
未収利息	38,510	54,233
その他未収収益	1,330,210	1,457,194
流動資産合計	2,034,652,196	2,069,609,034
資産合計	2,034,652,196	2,069,609,034
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,369,660	6,381,882
未払解約金	-	89,560,500
未払受託者報酬	902,703	1,137,465
未払委託者報酬	5,129,715	6,201,618
未払利息	3,168	5,088
受入担保金	818,000,000	872,000,000
その他未払費用	2,783,236	1,739,677
流動負債合計	832,188,482	977,026,230
負債合計	832,188,482	977,026,230
純資産の部		
元本等		
元本	432,257,630	395,185,770
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	770,206,084	697,397,034
（分配準備積立金）	378,890	649,139
元本等合計	1,202,463,714	1,092,582,804
純資産合計	1,202,463,714	1,092,582,804
負債純資産合計	2,034,652,196	2,069,609,034

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 (自 平成28年 7月 9日 至 平成29年 7月 8日)	第8期 (自 平成29年 7月 9日 至 平成30年 7月 8日)
営業収益		
受取配当金	10,901,200	10,176,990
受取利息	383,276	509,173
有価証券売買等損益	255,928,128	7,147,600
その他収益	12,043,131	14,913,891
営業収益合計	279,255,735	18,452,454
営業費用		
支払利息	473,839	690,333
受託者報酬	1,879,664	2,281,231
委託者報酬	10,416,126	12,479,892
その他費用	5,039,394	3,496,467
営業費用合計	17,809,023	18,947,923
営業利益又は営業損失（ ）	261,446,712	495,469
経常利益又は経常損失（ ）	261,446,712	495,469
当期純利益又は当期純損失（ ）	261,446,712	495,469
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	611,161,862	770,206,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	174,436,781
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	174,436,781
剰余金減少額又は欠損金増加額	97,032,830	240,368,480
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	97,032,830	240,368,480
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	5,369,660	6,381,882
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	770,206,084	697,397,034

（ 3 ）【注記表】
 （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

（ 貸借対照表に関する注記 ）

区分	第7期 (平成29年 7月 8日現在)	第8期 (平成30年 7月 8日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中交換元本額	期首元本額 502,883,500円 期中追加設定元本額 -円 期中交換元本額 70,625,870円	期首元本額 432,257,630円 期中追加設定元本額 81,765,460円 期中交換元本額 118,837,320円
2. 受益権の総数	268,483口	245,457口
3. 株式貸借取引	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。 株式 779,989,500円	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。 株式 827,334,000円

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項目	第7期 (自 平成28年 7月 9日 至 平成29年 7月 8日)	第8期 (自 平成29年 7月 9日 至 平成30年 7月 8日)
1. 分配金の計算過程		
A 当ファンドの配当等収益額	22,853,768円	24,909,721円

B 分配準備積立金	229,966円	378,890円
C 配当等収益額合計（A+B）	23,083,734円	25,288,611円
D 経費	17,335,184円	18,257,590円
E 収益分配可能額（C-D）	5,748,550円	7,031,021円
F 収益分配金額	5,369,660円	6,381,882円
G 次期繰越金(分配準備積立金)（E-F）	378,890円	649,139円
H 口数	268,483口	245,457口
I 分配金額(1口当たり)	20.00円	26.00円
2.その他収益	-	主に株式の貸付けに係る品貸料であります。
3.その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及び監査費用であります。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第7期 (自 平成28年 7月 9日 至 平成29年 7月 8日)	第8期 (自 平成29年 7月 9日 至 平成30年 7月 8日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは株式を主要投資対象としております。株式の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期 (平成29年 7月 8日現在)	第8期 (平成30年 7月 8日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(1)有価証券 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第7期 (平成29年 7月 8日現在)	第8期 (平成30年 7月 8日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	242,360,154	55,951,116
合計	242,360,154	55,951,116

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第7期 (平成29年 7月 8日現在)	第8期 (平成30年 7月 8日現在)
1口当たりの純資産額 4,479円	1口当たりの純資産額 4,451円

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(イ)株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ウエストホールディングス	17,700	727.00	12,867,900	貸付有価証券 13,500株
田中化学研究所	17,700	1,072.00	18,974,400	貸付有価証券 13,500株
ポラテクノ	35,400	795.00	28,143,000	貸付有価証券 27,000株
平田機工	17,700	6,840.00	121,068,000	貸付有価証券 13,500株
ハーモニック・ドライブ・システムズ	17,700	4,955.00	87,703,500	貸付有価証券 13,500株
ユニバーサルエンターテインメント	17,700	4,365.00	77,260,500	貸付有価証券 13,500株
ザインエレクトロニクス	17,700	1,122.00	19,859,400	貸付有価証券 13,500株
メイコー	17,700	2,160.00	38,232,000	貸付有価証券 13,500株
フェローテックホールディングス	17,700	1,691.00	29,930,700	貸付有価証券 13,500株
ブロッコリー	177,000	324.00	57,348,000	貸付有価証券 135,000株
クルーズ	17,700	2,063.00	36,515,100	貸付有価証券 13,500株
ユビキタスAIコーポレーション	17,700	943.00	16,691,100	貸付有価証券 13,500株
インフォコム	35,400	2,929.00	103,686,600	貸付有価証券 27,000株
アイサンテクノロジー	17,700	2,268.00	40,143,600	貸付有価証券 13,500株
ベクター	17,700	422.00	7,469,400	貸付有価証券 13,500株
日本マクドナルドホールディングス	17,700	5,420.00	95,934,000	貸付有価証券 13,500株
セリア	35,400	5,000.00	177,000,000	貸付有価証券 27,000株
夢真ホールディングス	17,700	1,087.00	19,239,900	貸付有価証券 13,500株
セブテーニ・ホールディングス	17,700	211.00	3,734,700	貸付有価証券 13,500株
エン・ジャパン	17,700	5,250.00	92,925,000	貸付有価証券 13,500株
合 計	566,400		1,084,726,800	

(ロ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年 7月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	2,062,113,445円
負債総額	922,456,297円
純資産総額（ - ）	1,139,657,148円
発行済口数	245,457口
1口当たり純資産額（ / ）	4,643円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等（2018年7月末現在）

資本金 370百万円
発行する株式の総数 12,000株
発行済株式の総数 7,400株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2018年7月31日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	43	275,417
単位型株式投資信託	42	135,684
単位型公社債投資信託	4	7,055
合計	89	418,156

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令

第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （平成29年3月31日現在）		当事業年度 （平成30年3月31日現在）	
		金 額		金 額	
（資産の部）					
流動資産					
1 現金・預金			3,007,807		5,418,529
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			16,901		19,567
4 未収入金			1,472		3,180
5 未収委託者報酬			311,877		340,071
6 未収運用受託報酬			611,687		1,131,042
7 未収投資助言報酬			-		4,024
8 その他			49,213		49,179
流動資産計			3,999,060		6,965,695
固定資産					
1 有形固定資産			23,791		20,159
（1）建物付属設備	*1	18,318		*1	15,168
（2）器具備品	*1	5,472		*1	4,990
2 無形固定資産			1,892		1,279
（1）電話加入権		761		761	
（2）ソフトウェア	*2	83		*2	41
（3）協会基金	*2	1,047		*2	476
3 投資その他の資産			69,052		82,041
（1）投資有価証券		-		9,932	
（2）長期差入保証金		68,895		71,921	
（3）長期前払費用		156		188	
固定資産計			94,736		103,480
資産合計			4,093,796		7,069,175

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （平成29年3月31日現在）		当事業年度 （平成30年3月31日現在）	
		金 額		金 額	
（負債の部）					
流動負債					
1 預り金			51,589		59,025

2 未払金		1,165,574		1,913,859
3 関係会社未払金		4,860		4,860
4 未払費用		19,604		15,036
5 未払法人税等		427,074		947,211
6 未払消費税等		59,512		133,087
7 前受金		6,887		5,654
流動負債計		1,735,102		3,078,735
固定負債				
1 資産除去債務		24,182		24,417
2 繰延税金負債		1,110		886
固定負債計		25,292		25,304
負債合計		1,760,394		3,104,039
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,870,902		3,502,704	
利益剰余金計		1,963,402		3,595,204
株主資本計		2,333,402		3,965,204
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		-		68
評価・換算差額等計		-		68
純資産合計		2,333,402		3,965,136
負債・純資産合計		4,093,796		7,069,175

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)	
		金 額		金 額	
営業収益					
1 委託者報酬		3,941,640		5,028,840	
2 運用受託報酬		1,471,042		3,210,691	
3 投資助言報酬		-	5,412,683	6,728	8,246,260
営業費用					
1 支払手数料		269,228		190,487	
2 調査費					
(1)調査費		34,316		36,699	
(2)委託調査費		241,594		305,768	
3 委託計算費		16,877		14,748	
4 通信費		2,632	564,650	2,585	550,290
一般管理費					
1 給料					

(1)役員報酬	*2	980,600		*2	980,600	
(2)給料・手当		340,217			370,011	
(3)賞与・退職金等		1,092,328			1,817,282	
2 交際費		4,328			6,578	
3 旅費交通費		24,896			33,926	
4 業務事務委託費		9,977			8,566	
5 租税公課		44,133			69,223	
6 不動産賃借料		92,802			97,738	
7 固定資産減価償却費		5,925			5,448	
8 諸経費	*1	150,117	2,745,328	*1	151,003	3,540,379
営業利益			2,102,704			4,155,590
営業外収益						
1 受取利息		12			37	
2 受取配当金		-			1,430	
3 その他の営業外収益		329	342		3	1,471
営業外費用						
1 為替差損		14,804			14,960	
2 約定訂正損		12	14,817		372	15,332
経常利益			2,088,228			4,141,729
税引前当期純利益			2,088,228			4,141,729
法人税、住民税及び事業税		619,150			1,210,148	
法人税等調整額		2,482	616,667		223	1,209,924
当期純利益			1,471,561			2,931,804

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,399,347	1,491,847	1,861,847	-	1,861,847
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	1,000,006	1,000,006	1,000,006	-	1,000,006
当期純利益	-	-	1,471,561	1,471,561	1,471,561	-	1,471,561
当期変動額合計	-	-	471,554	471,554	471,554	-	471,554
当期末残高	370,000	92,500	1,870,902	1,963,402	2,333,402	-	2,333,402

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	
		利益剰余金				

	資本金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
当期首残高	370,000	92,500	1,870,902	1,963,402	2,333,402	-	2,333,402
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	1,300,002	1,300,002	1,300,002	-	1,300,002
当期純利益	-	-	2,931,804	2,931,804	2,931,804	-	2,931,804
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	68	68
当期変動額合計	-	-	1,631,802	1,631,802	1,631,802	68	1,631,734
当期末残高	370,000	92,500	3,502,704	3,595,204	3,965,204	68	3,965,136

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～18年

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物附属設備	38,573千円	41,723千円
器具備品	17,882千円	19,471千円
計	56,456千円	61,195千円

* 2無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
ソフトウェア	41千円	83千円
協会基金	2,259千円	2,830千円
計	2,301千円	2,914千円

(損益計算書関係)

* 1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

* 2役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
取締役	1,500,000千円	1,500,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,300,002	175,676	平成29年3月31日	平成29年6月30日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,300,002	175,676	平成29年3月31日	平成29年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	平成30年3月31日	平成30年6月30日

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
1年以内	62,052	63,443
1年超	285,496	222,052
合計	347,548	285,496

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（２）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,007,807	3,007,807	-
(2) 未収委託者報酬	311,877	311,877	-
(3) 未収運用受託報酬	611,687	611,687	-
(5) 長期差入保証金	68,895	68,895	-
資産計	4,000,267	4,000,267	-
(1) 未払金	1,165,574	1,165,574	-
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	-
(3) 未払法人税等	427,074	427,074	-
(4) 未払消費税等	59,512	59,512	-
負債計	1,657,020	1,657,020	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,418,529	5,418,529	-
(2) 未収委託者報酬	340,071	340,071	-
(3) 未収運用受託報酬	1,131,042	1,131,042	-
(4) 未収投資助言報酬	4,024	4,024	-
(5) 長期差入保証金	71,921	71,921	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	9,932	9,932	-
資産計	6,975,521	6,975,521	-
(1) 未払金	1,913,859	1,913,859	-
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	-
(3) 未払法人税等	947,211	947,211	-
(4) 未払消費税等	133,087	133,087	-
負債計	2,999,018	2,999,018	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（6）投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

（負債）

（1）未払金、（2）関係会社未払金、（3）未払法人税等、（4）未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	3,007,807	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	311,877	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	611,687	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	7,626	61,269	-
合計	3,931,372	7,626	61,269	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	5,418,529	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	340,071	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	1,131,042	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	4,024	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	71,921	-	-
合計	6,893,667	71,921	-	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,932	10,000	68
合計	9,932	10,000	68

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用否認	8,630千円	10,610千円

未払事業税	21,859千円	49,579千円
その他有価証券評価差額金	-	20千円
資産除去債務	7,404千円	7,476千円
繰延税金資産小計	37,894千円	67,687千円
評価性引当額	37,894千円	67,687千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
固定資産（除去費用）	1,110千円	886千円
繰延税金負債合計	1,110千円	886千円
繰延税金負債の純額	1,110千円	886千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	-	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.0%
評価性引当額の増減	-	0.7%
特別税額控除	-	2.4%
その他	-	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	29.1%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	23,949千円	24,182千円
時の経過による調整額	232千円	235千円
期末残高	24,182千円	24,417千円

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	合計
--	------	------	----

外部顧客への営業収益	3,941,640	1,471,042	5,412,683
------------	-----------	-----------	-----------

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への営業収益	5,028,840	3,210,691	6,728	8,246,260

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
3,962,655	886,237	563,790	5,412,683

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	香港	その他	合計
5,044,036	719,859	2,357,843	124,520	8,246,260

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	886,237	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	2,357,843	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	子会社の 経営指導・ 管理料	18,000	関係会社 未払金	4,860

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	子会社の 経営指導・ 管理料	18,000	関係会社 未払金	4,860

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資 運用業	-	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬(注1)	886,237	未収運用 受託報酬	528,877

同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託 事務委託業	-	投資一任契約 事務協力関係 役員の兼任	運用受託報酬（注1） 委託調査費 事務委託費	463,603 32,697 14,718	未収運用受託報酬 未払金	49,354 16,122
-------------	-------------------------------------	----	---------	---------------	---	---------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------	------------------

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資 運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬(注1)	719,859	未収運用受託報酬	107,113
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資信託 事務委託業	-	投資一任契約 投資助言契約 事務協力関係 役員の兼任	運用受託報酬（注1） 投資助言報酬（注1） 委託調査費 事務委託費	2,351,114 6,728 40,916 15,053	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬 未払金	991,823 4,024 16,911

（注）1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド及びシンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）		当事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	
1株当たり純資産額	315,324円61銭	1株当たり純資産額	535,829円22銭
1株当たり当期純利益金額	198,859円64銭	1株当たり当期純利益金額	396,189円80銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	1,471,561千円	2,931,804千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	1,471,561千円	2,931,804千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額：51,000百万円（2018年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
B N P パリバ証券株式会社	102,025百万円 (2017年9月末現在)	

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金の支払いなどを行います。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集の取扱い、交換に関する業務、買取りに関する業務、信託終了時の交換などに関する業務などを行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2017年10月 6日	有価証券届出書
2017年10月 6日	有価証券報告書
2018年 4月 6日	有価証券届出書
2018年 4月 6日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎 司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 8 月 1 日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 健 志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJASDAQ-TOPO20上場投信の平成29年7月9日から平成30年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JASDAQ-TOPO20上場投信の平成30年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。